

郵送で変更届を提出する際の注意点

本市では、薬局・店舗販売に係る変更届について、郵送で対応いたしますが、一部の書類については原則窓口にて対応いたします。

郵送で送付された変更届に不備等がある場合は、窓口まで来所していただく場合があります。なお、本市では郵送に関する事故等の責任は一切負いかねますのでご了承ください。

窓口対応を要する変更事項

- 特定販売の実施の開始
- 特定販売の主たるホームページアドレスの変更
- 施設の構造変更
- 放射性医薬品の種類
- 健康サポート薬局の開始

郵送時の確認事項

次の事項を確認のうえ、ご郵送ください。

確認事項

- 許可番号、許可年月日の記載に間違いはありませんか。
許可年月日は、許可証の有効期間の始期となります。
- 書類の不備等に関する問い合わせ先（担当者の氏名及び連絡先）をご記入ください。
- ホームページにて必要な添付書類を確認ください。
- 提出日（保健所到着日）が変更日から30日を過ぎる場合、遅延理由書が必要です。また、変更日から1年を過ぎる場合は、保健所へご連絡ください。
- （提出書類の控えが必要な場合）
次のものを必ず同封してください。
 - ・控えの書類一式（変更届・添付書類）
 - ・切手を貼った返信用封筒